

議案第44号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年10月2日提出

関市長 山下清司

提案理由

督促手数料の廃止に伴い、この条例を定めようとする。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(関市税条例の一部改正)

第1条 関市税条例（昭和25年関市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「督促手数料、」を削る。

第14条及び第15条を次のように改める。

第14条及び第15条 削除

(関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和31年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「督促手数料」を「督促」に改める。

第1条中「第231条の3第2項の規定により、」を「第231条の3第1項に規定する」に、「督促手数料」を「督促」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「督促手数料及び」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附則第2項中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改める。

(関市介護保険条例の一部改正)

第3条 関市介護保険条例（平成12年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

(関市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 関市後期高齢者医療に関する条例（平成20年関市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条の前の見出しを削り、同条を第6条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附則第2条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和5年度以前の会計年度に属する市の歳入に係る督促手数料の徴収については、この条例による改正後の関市税条例、関市税外収入の督促及び延滞金徴収条例、関市介護保険条例及び関市後期高齢者医療に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。